

■計画策定の背景

「特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成31年3月策定）」において、みどりの保存管理については、以下の基本方針が定められている。

<基本方針>

- ① 貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、史跡と緑の調和を図る。
- ② 日常的な点検を充実させ、**遺構の保護、安全の確保、眺望の確保**に配慮した樹木の適切な管理を行う。
- ③ 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。

■計画の目的

上記の基本方針に沿って、歴史的な“みどり”の調査・研究成果を整理し、**“みどり”に関する保存と管理の具体的な方針を定める**。そして、計画に基づき実施していくことで、熊本城の史跡保存や、良好な歴史景観の形成、来城者の安全・安心の確保に努め、総じて**史跡とみどりの調和のとれた美しい熊本城を守り育ていく**。

■計画の構成（案）

- 第1章 計画策定の沿革と目的
- 第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷
- 第3章 熊本城跡における環境面
- 第4章 **みどりの現状・課題と今後の管理方針**
- 第5章 みどりの保存管理の体制
- 第6章 事業実施計画

第4章 主な内容

- ◆来城者の安全確保 ◆遺構保護
- ◆景観面 ◆古樹・大樹の保護育成
- ◆サクラの保護育成
- ◆その他（日本庭園、梅園、肥後名花園花壇、希少動植物、発生材の活用等）

■計画の適用対象範囲

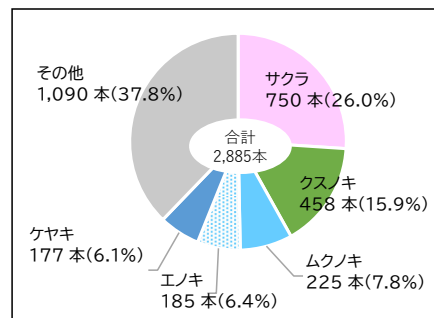
本計画の適用範囲は、熊本城総合事務所が管理する区域とする。（黄色着色部分）



計画の適用範囲

本計画で扱う“みどり”の種類

- ・高木（樹高3m以上）
- ・中木、低木
- ・庭園
- ・芝生地、草地
- ・希少動植物
- ・花壇など



管理区域内に存在する高木（2,885本, 86樹種）の内訳

■課題と管理方針（第4章）

課題のある樹木への対応と守るべきみどりの保護育成等に取り組む。

課題のある樹木

撤去予定の樹木は複数年かけて計画的に撤去を行う。

来城者の安全確保（危険木への対応）

樹木医による点検の結果、高齢化や腐朽等で衰弱し倒木の危険性が高いと判断した樹木（危険木）について、安全確保のための撤去を行う。



幹部分の腐朽が進むサクラ

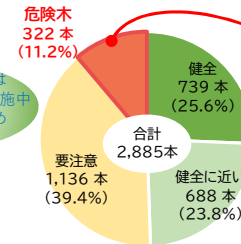


キノコが着生し根元が折れ倒したエノキ

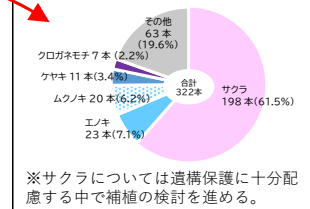


“ベッコウダケ”
左写真の倒木の原因となったキノコ

【城内樹木の健全度判定】



【危険木(D判定)樹種内訳】



※サクラについては遺構保護に十分配慮する中で補植の検討を進める。

遺構保護（遺構影響木への対応）

遺構影響木についてはR6年度～5年程かけて撤去予定

倒木や落ち枝、根の肥大で遺構（歴史的建造物・石垣等）を傷つける恐れがある樹木（遺構影響木）について、被害を防ぐために撤去・剪定を行う。

- 石垣等に影響する樹木 264本
- 歴史的建造物等に影響する樹木 31本

計295本
※危険木撤去後の本数
→ 早急に対応が必要な169本に絞る撤去予定



文化財建造物沿いの倒木
(写真手前は長堀)



成長し根が石垣を押し出したり変形させる



石垣に根を張らせる樹木

景観面（眺望の確保）

危険木・遺構影響木の撤去後に再検証
⇒必要に応じ剪定等の作業を実施



四季折々の熊本城

幕末以前から残る樹木(古樹・大樹)の保護育成

策定後～実施

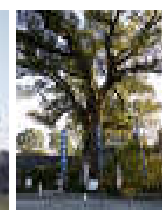
幕末以前から存在すると思われる樹木を古樹・大樹と認定し、保護育成に取り組む。



天守閣前 イチョウ
総幹周12.29m



飯田丸内 クスノキ
幹周11.79m



加藤神社横 クスノキ
幹周7.00m



加藤神社奥 イチョウ
幹周6.70m